

介護保険料・国民健康保険税減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料あるいは国民健康保険税の納付が困難になった方に対する減免制度があります。

介護保険料減免対象者

ア 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第一号被保険者

介護保険料の
全額を免除

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる第一号被保険者※

介護保険料の
一部を減額

※イは世帯の主たる生計維持者が、次の1、2の要件に全てあてはまること。

- 1 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みがあること
- 2 減少が見込まれる事業収入等の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること

減免額の算定方法

●減免される金額は、収入が減少した割合ではなく、国が定める計算方法により算定します。計算方法の詳細は市ホームページに掲載しています。

※所得の未申告者がいると、減免判定することができませんのでご注意ください。

減免を受ける場合は、介護保険料減免申請書とともに、令和4年の収入見込み額などを市役所に申請する必要があります。

詳しくは、介護保険の第一号被保険者(65歳以上の方)の皆さまに納入通知書と一緒に改めてお知らせします。

☎ 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

国民健康保険税対象者：①

●新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

保険税の
全部または一部を減額

【要件】ア～ウの全てを満たした場合に対象となります。

- ア 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- イ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ウ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

国民健康保険税対象者：②

●新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

保険税の
全額を免除

減免額の算定方法

●減免される金額は、収入が減少した割合ではなく、国が定める計算方法により算定します。計算方法の詳細は窓口までお問合せください。市ホームページにも掲載しています。

※収入には持続化給付金等は含まれません。
※所得の未申告者がいると、減免判定することができませんのでご注意ください。

減免を受ける場合は、国民健康保険税減免申請書とともに、令和4年の収入見込み額などを市役所に申請する必要があります。

詳しくは、国民健康保険の被保険者の皆さまに納税通知書と一緒に改めてお知らせします。

☎ 税務課市税係 ☎62-1116

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月から令和5年3月までの国民年金保険料は、月額16,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書で金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、便利でお得な口座振替でも納付することができます。

納付には「口座振替」が便利です

毎月の保険料は、翌月末までに納めることとなりますが、「口座振替」を利用すると、自分で納めに行く手間が省け、納め忘れも防ぐことができます。口座振替納付申出書は年金事務所または日本年金機構のホームページにあります。ご希望の場合は、口座振替をする金融機関またはお近くの年金事務所へご提出ください。
※基礎年金番号通知書、通帳、通帳届出印が必要となります

国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により、納付が難しくなることもあります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。経済的な理由により、納めることができない場合は、申請により保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

※学生の方は「学生納付特例制度」、出産される方(第1号被保険者の方)は「産前産後の保険料免除制度」をご利用ください。

免除(全額免除・一部免除)申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得(1月から6月に申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、保険料が全額免除または一部免除となります。なお、一部免除の場合、保険料を納付しないと未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納めてください。

納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得(1月から6月に申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

●免除・猶予制度の申請方法は…

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市役所または年金事務所に提出してください。

過去2年分(申請月の2年1か月前の月分)まで免除申請することができます。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによって国民年金保険料の納付が困難な場合は、窓口にてご相談ください。

【お問合せ】

市民課国保年金係	☎62-1118
合川総合窓口センター	☎78-2112
森吉総合窓口センター	☎72-3115
阿仁総合窓口センター	☎82-2112
鷹巣年金事務所国民年金課	☎62-1490

マイナポータルから免除・納付猶予の電子申請ができます

令和4年5月より、マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。免除・納付猶予の申請、学生納付特例も対象です。

- メリット① 24時間365日、申請ができます!
- メリット② スマートフォンから申請できます!
- メリット③ 処理状況も申請結果も確認できます!

【お問合せ】
日本年金機構ホームページ
または 年金加入者ダイヤル
☎0570-003-004



▲日本年金機構ホームページ